

## 通信教育取扱規程

### 第1条（目的）

この規程は社員教育の一環として、通信教育の導入を積極的に図ることを目的とする。

### 第2条（指定通信教育）

総務部は、各種団体が主催している通信教育の内容を検討し、当社の教育方針および教育計画に従って社員教育に適する通信教育（以下「指定通信教育」という）を選択する。

### 第3条（対象者）

通信教育の受講者は、原則として正社員を対象とする。ただし、所属長を通じて準社員等が受講申請した場合は、その都度、総務部長が業務の関係等を考慮し、受講の可否を決定する。

### 第4条（受講者の募集）

総務部は毎年4月に指定通信教育のリストを作成し、イントラネットに掲示することにより、受講者を募る。

### 第5条（受講手続）

1. 受講希望者は、受講を希望する通信教育を選択した上で、イントラネットより受講申請を行なうものとする。
2. 総務部は、社員からの受講申請を取りまとめ、その受講手続きを一括して行う。なお、受講費用は全額受講者の負担として手続きを行なう。

### 第6条（受講）

受講中のレポート（添削やテストを含む）の提出は受講者が直接行う。

### 第7条（受講期間）

受講期間は通信教育の講座毎に定める。

### 第8条（修了）

1. 会社は、通信教育の修了者に対し、受講費用の半額を助成する。
2. 修了者は通信教育半額助成申請書に修了証のコピーを添付し、所属長を通じて総務部に提出する。
3. 修了の確認はレポートの採点結果や修了証の有無によって判断する。

### 第9条（スクーリング）

スクーリング費用の助成は原則として行わない。助成の必要のあるものについては別に稟議により行う。

付 則

この規程は 平成 年 月 日より施行する。